

災害復旧事業債等の償還期限の延長

概要

- 東日本大震災により被害を受けた地方公共団体における公債費負担を軽減するため、災害復旧事業債等の償還期限について特例措置を講じる。

○ 被災団体に対する特例

	通常	23年度特例	24・25年度特例
・補助・直轄災害復旧事業債	10年 (内据置2年)	20年 (内据置5年)	なし
・一般単独災害復旧事業債	10年 (内据置2年)	20年 (内据置5年)	なし
・公営企業災害復旧事業債	10年 (内据置2年)	25年 (内据置5年)	25年 (内据置5年)
・公営住宅建設事業債のうち 災害公営住宅整備事業等	25年 (内据置3年)	30年 (内据置5年)	30年 (内据置5年)